

事務連絡

令和4年（2022年）11月8日

各市町村介護保険主管課長 様

熊本県健康福祉部長寿社会局

認知症対策・地域ケア推進課長

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の取扱いについて（通知）

日頃より、要介護認定の適切な実施等に御尽力いただき、お礼申し上げます。

さて、厚生労働省老健局老人保健課令和2年2月18日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」により、新型コロナウイルス感染拡大防止を図る観点から認定調査が困難な場合は、従来の期間に新たに12カ月までの範囲内で市町村が定める期間を合算できるとされていたところですが、厚生労働省老健局老人保健課より令和4年10月14日付け事務連絡において、下記のとおり取扱いの見直しが示されましたので通知します。

今後更新申請の件数が増大し、関係機関へ影響を及ぼすことが予測されますが、要介護認定業務が滞ることがないように適切に処理をしていただくようお願いします。

なお、厚生労働省老健局老人保健課令和4年10月14日付け事務連絡で示された認定調査が困難な場合における有効期間の取扱い（12ヶ月の範囲内での合算）以外のその他の新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定に関する臨時的な取扱いについては、引き続き従前の事務連絡のとおり取扱いとなることを申し添えます。

記

<要介護認定の有効期間の取扱いについて>

- ・原則として、有効期間満了日が令和5年3月31日までの被保険者に限り、令和2年2月18日付け「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」及び令和2年4月7日付け「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて（その4）」が適用できる。
- ・令和5年4月1日以降に有効期間満了日を迎える被保険者については、通常通り更新認定を実施すること。ただし、各市町村の判断により、令和5年4月1日から令和6年3月31日までに有効期間満了日を迎える被保険者について、臨時的な取扱いを適用することは差し支えない。

熊本県健康福祉部長寿社会局認知症対策・地域ケア推進課
担当 中山・高山

TEL 096-333-2218 FAX 096-384-5052

Mail mizoguchi-y@pref.kumamoto.lg.jp（中山）

takayama-s@pref.kumamoto.lg.jp（高山）